○新城市地域産業総合振興条例審議委員会条例

平成25年12月27日 条例第52号

改正 平成26年3月25日条例第33号

(設置)

第1条 地域における産業の総合的な振興を図るための基本的な事項を定める条例(以下「地域産業総合振興条例」という。)の策定に関し必要な事項を審議するため、新城市地域産業総合振興条例審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域における産業の総合的な振興を図るための 基本的な方針、産業の振興に関する施策等地域産業総合振興条例に規定すべき事項に ついて審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内の各種団体を代表する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申をする日ま での間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業・立地部産業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年 新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年3月25日条例第33号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。